

平成31年4月

都営住宅で室内工事を行う入居者の方へ

東京都住宅政策本部

東京都住宅供給公社

都営住宅内の室内工事について

室内工事を行う入居者の方の負担を軽減する観点から、平成31年4月から「住宅模様替え申請」及び「住宅模様替え届」の近隣同意のための記名押印は不要となりました。

近隣同意は不要ですが、工事に伴う近隣との騒音・振動トラブルの予防を図ることは必要です。

工事日が決まりましたら、発注者又は施工業者が近隣住戸に対して工事のお知らせチラシ（裏面「室内模様替え工事について」を参考）を作成・配布して、工事日や内容を知らせてください。

<工事案内のお知らせチラシについて>

- ・ 工事に伴い騒音振動の影響のある号室（例：上下左右の号室）に配布してください。
- ・ チラシ配布後、写し1部を公社に提出してください。

年 月 日

近隣の皆様へ

都営

アパート

号棟

号室

氏名

室内模様替え工事について

号室の模様替え工事を行うことになりました。御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いします。

1 工事日時

2 工事内容

3 騒音・振動が発生する時間帯

4 工事業者名、連絡先